

理事会議事録

期 日 平成 31 年 2 月 8 日 (金)

会 場 マリンパレスかごしま (カトレア)

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(伊佐市長)

隈 元 新



理 事

(鹿屋市長)

中 西 茂



理 事

(伊仙町長)

大 久 保 明



理事会議事録

1. 開催日時

平成 31年 2月 8日 午後1時20分～2時40分

2. 開催場所

マリnpレスかごしま (カトレア)

3. 出席者

理事長	隈元	伊佐市長
副理事長	川添	長島町長
副理事長	中西	鹿屋市長
理事	宮路	日置市長
	伊集院	大和村長
	大久保	伊仙町長
常務理事	久木田	国保連合会常務理事

4. 欠席者

理事	前田	枕崎市長
	下平	志布志市長
	森田	南大隅町長
	荒木	屋久島町長
	池田	県医師国民健康保険組合理事長

5. 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事より次の項目について説明

- ① 国保トップセミナーの開催
- ② 国保制度改善強化全国大会
- ③ 連合会の審査支払業務等を収益事業から除外するための税制改正要望について
- ④ 災害対応について
- ⑤ 風しんに関する追加的対策について

6. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 議長選出

規約第 32 条の規定により、隈元理事長が議長に選出された。

(2) 出席状況の報告

理事 12 人中、7 人出席されているので、定数の半分以上が出席していることを事務局から報告した。

(3) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、中西鹿屋市長及び大久保伊仙町長が、議事録署名人に選任された。

(4) 議案及びその審議状況

【議長（隈元理事長）】

本日、理事会を招集いたしましたところ、理事の皆様方には非常に御多忙の中、御出席くださいまして有難うございます。

本日の附議事項は、来る 2 月 20 日開催を予定しております通常総会に提案いたします 平成 31 年度予算案及び理事会議決事項でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る 2 月 1 日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、審議いただいておりますことを申し添えます。

また、「理事会議案書」の該当頁をお示ししながら「理事会附議事項概要説明資料」に基づき御説明申し上げ、御協議いただく方法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、鹿屋市長の中西理事さん、伊仙町長の大久保理事さんのお二人を御指名申し上げます。宜しくお願いします。

それでは、審議にはいります。

役議案第1号「診療報酬審査委員会規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

(役議案第1号 診療報酬審査委員会規程の一部改正について)

【事務局】

A3の理事会附議事項概要説明資料をご用意ください。

1ページをお開きください。

役議案第1号は、「診療報酬審査委員会規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、審査委員の倫理規範の明文化を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。

右が改正前で 左が改正後でございます。

第10条の次にアンダーラインの「審査委員の担当として、第11条審査委員会の審査委員の担当については、自ら開設している又は診療等に従事している保険医療機関又は保険薬局を除き、かつ、一定期間ごとに改めるものとする」を加えるものでございます。

附 則

この規程は、平成31年2月8日から施行するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案1頁から4頁に掲載してございます。

【議長（限元理事長）】

ただいまの役議案第1号について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、役議案第1号は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第1号は、原案どおり承認することといたします。

次の役議案第2号から役議案第4号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第2号「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査委員会規程の制定について」から、役議案第4号「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧施術療養費事務支払規則の一部改正について」までの3件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(役議案第2号 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査委員会規程の制定について)

【事務局】

2ページをお開きください。

役議案第2号は、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査委員会規程の制定について」でございます。

主旨でございますが、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費に係る支給申請書の、審査を行うことから審査委員会を設置するため、新たに規程を制定しようとするものでございます。

この審査委員会は、国から示され保険者の意向を踏まえ設置するものでございます。内容ですが、主な項目としまして、第1条に趣旨、第2条に審査委員会の開催、第3条に審査委員、第7条に守秘義務、第8条に細則を、新たに4月から審査委員会を設置するために制定するものでございます。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案5頁から8頁に掲載してございます。

(役議案第3号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について)

【事務局】

3ページをお開きください。

役議案第3号は「役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、あはき療養費の審査委員会を設置し、審査委員の報酬を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第1条中「介護給付費等審査委員会委員」の次にアンダーラインの「あはき療養費審査委員会委員」を加え、別表第1のアンダーラインの「あはき療養費審査委員会委員審査委員日額18,100円」を加えるものでございます。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案9頁から13頁に掲載してございます。

（役議案第4号 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費事務支払規則の一部改正について）

【事務局】

4ページをお開きください。

役議案第4号は「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費事務支払規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、役議案2号と同様で審査委員会を設置するため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。

題名を「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費審査支払規則」に、条文中アンダーラインの「点検支払事務」を「審査及び支払業務、」に、「点検」を「審査及び」に改め、「第1条第2項」と第7条の「審査委員会への提出」を加えるものでございます。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し平成31年4月審査分から適用するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案15頁から19頁に掲載してございます。

以上でございます。

【議長（限元理事長）】

ただいまの役議案第2号から役議案第4号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、役議案第2号から 役議案第4号は、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第2号から役議案第4号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、役議案第5号「事務局組織規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(役議案第5号 事務局組織規程の一部改正について)

【事務局】

5ページをお開きください。

役議案第5号は「事務局組織規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、本会の運営に係る事業の調査、研究、企画及び保険者支援等の充実を図るため所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、新旧対照表で説明いたします。

第2条で 総務課に総務企画係を追加し、事業課を保険者支援課に改め、企画広報係・求償係・情報管理係を保険者支援係に改めるもので、それに伴いまして、第3条でそれぞれの課の事務分掌につきまして、6ページまで、アンダーライン部分を改めたものでございます。

6ページの下の方にお示ししておりますが、網掛け部分の機構改革を行うもので、これによる総体での職員の増員はございません。

附則、この規程は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案21ページから26ページに掲載してございます。

以上でございます。

【議長（限元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第5号は原案どおり決定することといたします。

次に役議案第6号「鹿児島県国民健康保険団体連合会業務継続計画（BCP）の策定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（役議案第6号 鹿児島県国民健康保険団体連合会業務継続計画（BCP）の策定について）

【事務局】

7ページをお開きください。

役議案第6号は、鹿児島県国民健康保険団体連合会業務継続計画（BCP）の策定についてでございます。

主旨でございますが、本会は診療報酬等の審査支払業務を担っており、どのような状況においても、診療報酬等を遅滞なく円滑に支払うことが求められていることから、その社会的責務を果たすために、被災時等においても、必要資源を確保し、優先度の高い業務を実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定しようとするものです。

別冊の業務継続計画をご覧ください。

A4タテの 右上に別冊とあります 業務継続計画でございます。

目次でございますが、「第1部平時のマネジメント計画」及び「第2部災害時の行動計画」の2部構成とし、2ページでございますが、災害等により被害を受けても、業務をできる限り継続し、迅速に復旧作業を行うことで、本会及び保険者等の受ける損失を最小限におさえるようしてまいります。

基本方針としまして、（1）社会的責任としての優先業務の実施、（2）優先業務の実施に必要な資源の確保、（3）継続的な対応力の向上と3つを掲げ優先業務は、支払い業務に関して期日通りの支払いを行う、災害時特有の業務（既往歴情報照会対応）などとして作成しております。

また、この業務継続計画（BCP）は、今後も継続的に改善を図ってまいります。災害の種類では桜島大規模噴火などや、教育・訓練を継続的に実施し、課題や改善事項など事前対策計画に基づきまして検討してまいります。詳細につきましては、後ほどお目通しください。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第6号は原案どおり決定することといたします。

次に役議案第7号「通常総会の開催について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

(役議案第7号 通常総会の開催について)

【事務局】

A3版の理事会附議事項におもどりいただきまして、7ページでございます。
役議案第7号は、「通常総会の開催について」でございます。

主旨でございますが、通常総会の開催日及び提出事項を定めるものでございます。

内容でございますが、日時は、平成31年2月20日(水)午後1時30分から、会場は、ホテルウェルビューかごしま「潮騒」でございます。

報告事項は、第1号から第5号までの理事会専決分の5件で、議決事項は議案第1号から第18号までの18件で、平成30年度歳入歳出予算補正及び31年度予算関係などがございます。

以上でございます。

【議長(限元理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(なし)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することによろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第7号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御協議をお願いします。

最初に、議案第1号「手数料規程の一部改正について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

(議案第1号 手数料規程の一部改正について)

【事務局】

8ページをお開きください。

議案第1号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費に係る支給申請書の、審査を行うことから審査委員会を設置するため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。

第2条第1項第19号の国保の療養費支給申請書1件につき85円を94円に、第20号の後期高齢者の療養費支給申請書1件につき78円を87円に改めるもので、審査委員会の経費を賄うために改めるものでございます

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し平成31年4月の審査から適用するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案31頁から34頁に掲載してございます。

以上でございます。

【議長（限元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第1号は原案どおり決定することいたします。

次に議案第2号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第2号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について)

【事務局】

9ページをお開きください。

議案第2号は、「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、国保中央会に支払う国保データベース（KDB）システム負担金について、システムの機能拡充による保守・運用経費の増加等に伴い、平成31年度から増額となること及び新医療費分析システムの安定稼働に必要な運用経費を新たに保険者へ求めることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第3条中、第3号から第5号を1つずつ繰り下げ、第2号の次に、「第3号県、市町村、国保組合（以下「保険者」という。）が行う新医療費分析システムの運用・活用支援」を追加するもの、第4条の見出しを、「保険者等支援事業の費用」に改め、同条第2項中「負担金」をアンダーラインのとおり改め、被保険者割の単価「3円75銭」を「9円63銭」に改めるもの、第3項は、「新医療費分析システム負担金を負担するものとし、その額は、平等割260,900円とする」を加えるものでございます。

附則 この規則は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案の35ページから39ページに掲載してございます。

なお、この2つのシステム負担金につきましては、保険者側の財源として、特別調整交付金等の対象となっております。

国保データベースシステム負担金（被保険者割部分）は、「特別調整交付金（その他特別の事業がある場合）」が、新医療費分析システム負担金につきましては、「県特別交付金（県繰入金分2号分）」がそれぞれ対象となっておりますので、ご活用いただければと思います。以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第2号は原案どおり決定することといたします。

次の議案第3号から議案第8号までは、平成30年度予算補正でありますので、

一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。
(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第3号「平成30年度一般会計歳入歳出予算補正(3回)について」から、議案第8号「財産の処分(30年度)について」までの6件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第3号 平成30年度 一般会計 歳入歳出予算補正(3回)について)

【事務局】

10ページをお開きください。

議案第3号は「平成30年度 一般会計歳入歳出予算補正(3回)について」でございます。

主旨でございますが、機器更改等に伴う固定資産の廃棄により、一般会計減価償却引当資産の保有上限額が減少したこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに1,974万7千円でございます。

主な事項の歳入でございます。

5款2項2目減価償却引当資産繰入金1,605万4千円は、保有上限限度額が減少したことから取り崩すし繰り入れるもので、3目一般会計積立資産繰入金369万3千円は、一般会計積立資産運用利息を繰り入れるものでございます。

歳出でございます。

4款1項2目減価償却引当資産792万2千円は、減価償却引当資産管理運用規程に基づき積み立て、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

詳細につきましては、理事会議案の41ページから45ページに掲載してございます。

(議案第4号 平成30年度 診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(3回)について)

【事務局】

議案第4号は、「平成30年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(3回)について」でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料及び費用を本会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計で按分するため、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は、歳入、歳出ともに254万8千円でございます。
歳入でございます。

6款繰入金、5目後期高齢者関係業務特別会計繰入金254万8千円は、第三者行為求償事務に係る手数料と費用を按分するために、科目新設して繰り入れ、歳出の予備費で調整させていただくものでございます。

詳細につきましては、理事会議案の47頁から51頁に掲載してございます。

(議案第5号 平成30年度 後期高齢者医療事業 関係業務 特別会計歳入歳出予算補正(3回) について)

【事務局】

11ページをお開きください。

議案第5号は、「平成30年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(3回) について」でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料と費用を本会計と診療報酬審査支払特別会計と按分すること、並ぶに財政調整基金積立資産管理運用規程に基づき積み立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は、歳入、歳出ともに234万9千円でございます。

歳入でございます。

1款手数料、1目第三者行為求償事務手数料補正額165万4千円は損害賠償受入金の増加に伴い、手数料が増加したため補正するものでございます。

5款繰入金、2項積立繰入金、2目減価償却引当試算繰入金69万5千円は、国保総合システムのGEAライセンスの更新費用を取り崩し繰り入れるものでございます。

歳出でございます。

1款総務費1項審査支払管理費1目一般管理費963万1千円減額補正し、4款1目財政調整基金積立資産1、264万8千円を財政調整基金積立資産額が確定したことから積み立て、5款繰出金、1項他会計繰出金、2目診療報酬審査支払特別会計繰出金、254万8千円を第三者行為求償事務に係る手数料と費用を按分するため繰り出し残額を予備費で調整させていただくものでございます。

詳細につきましては、理事会議案53頁から58頁に掲載してございます。

以上でございます。

(議案第6号 平成30年度 特定健康診査・特定保健指導等事業 特別会計歳入歳出 予算補正(3回) について)

【事務局】

議案第6号は、「平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出 予算補正(3回) について」でございます。

入歳出予算補正（3回）について」でございます。

主旨でございますが、財政調整基金積立資産の額が確定したことから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入・歳出とも、0円でございます。

主な事項の歳出は、2款1項積立金、1目財政調整基金積立資産、補正額13万2,000円は、特定健診・特定保健指導等費用の手数料が確定し、財政調整基金積立資産の額が確定したため、予備費にて調整させていただくものでございます。

詳細につきましては、理事会議案の59ページから62ページに掲載してございます。

（議案第7号 平成30年度 介護保険事業関係業務 特別会計歳入歳出予算補正（3回）について）

【事務局】

12ページをお開きください。

議案第7号は、「平成30年度 介護保険事業関係業務 特別会計歳入歳出予算補正（3回）について」でございます。

主旨でございますが、要介護認定に必要な 主治医 意見書の増加に伴い、主治医意見書料の受入金及び支出金に予算不足が生じたこと、並びに、介護予防・日常生活支援事業における介護予防ケアマネジメント原案作成の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント原案作成委託料の受入金及び支出金に予算不足が生じたこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は歳入歳出ともに854万4千円でございます。主な事項の歳入でございます。

1款1項手数料、17目要介護認定等情報経由業務委託費は、平成30年度より市町村は要介護認定情報を国保連合会及び国保中央会経由で厚生労働省へ送付することとなり科目新設し29万1千円を委託費として国保中央会から受入れ6款1項主治医意見書料等受入金、1目主治医意見書料受入金583万1千円は、要介護認定に必要な主治意見書の増加により、4目介護予防ケアマネジメント原案作成委託料受入金242万2千円は介護予防・日常生活支援事業の介護予防ケアマネジメント原案作成の増加によりそれぞれ市町村より委託料などを受入れ額を歳出へ補正し事業所等へ支払うものでございます

詳細につきましては、理事会議案63ページから67ページに掲載してございます。

（議案第8号 財産の処分（30年度）について）

【事務局】

議案第8号は「財産の処分（30年度）について」でございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

「一般会計積立資産」処分額369万3千円は、定期で運用した利息を一般会計に受け入れるため取り崩すもので、「一般会計減価償却引当資産」処分額1,605万4千円は、保有上限限度額を超えた分を取り崩すものでございます。

「後期高齢者医療減価償却引当資産」処分額69万5千円は、国保総合システム等に係るGEAライセンス更新費用のため取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの議案第3号から議案第8号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、議案第3号から 議案第8号は、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第3号から議案第8号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は、平成31年度予算関係になります。

議案第9号から議案第18号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議がないようですので、議案第9号「平成31年度事業計画（案）について」から、議案第18号「財産の処分（31年度）について」までの10件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第9号 平成31年度事業計画(案)について)

【事務局】

議案第9号は、「平成31年度事業計画(案)について」でございます。

理事会議案の73ページをお開きください。

この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた31年度の本会の組織の在

り方や保険者への支援等に対する方針を主として示しております。

そのための事業実施の考え方について、中断の部分○から読み上げてまいります。

一つ目の○、国保制度は引き続き、多くの困難な課題に直面していることから、保険者の共同体としての連合会の役割と責任を果たすべく、本会経営計画に基づき「保険者から信頼される連合会」の実現に向けた組織運営に努めるとともに、保険者のニーズに対応できる人材を育成するために、職員研修の充実、関係機関へ派遣を行うなど、組織の活性化に努めます。

二つ目の○、国民健康保険の被保険者数及び負担金・手数料が急激に減少している。一方、健康、医療、介護に関するデータの利活用を軸に、健康づくりなど保険者の役割の強化によるデータヘルス改革や審査支払機関の改革への取組のためのシステムの整備、改修やそれに伴う経費が増嵩していることから、消費税の増税も踏まえ、財政計画をもとに負担金・手数料の推移や各種システムの整備計画、保有する積立資産の保有状況も勘案の上、負担金・手数料のあり方等を検討し、持続可能で安定的な財政運営に努めます。

三つ目の○、国保データベース（KDB）システム、新医療費分析システム等を活用した特定保健指導対象者及び治療中断者等の各種データの保険者への提供、データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業、国保税（料）収納率向上、第三者求償事務など、保険者努力支援制度、（ページをおめくりいただきまして、）の評価指標の達成に向けた保険者の取り組みの積極的な支援に努めます。

74ページでございます。

四つ目の○、社会保障制度の動向を注視しながら、審査支払機関として「国保審査業務充実・高度化基本計画」を踏まえ、審査支援システムを活用したコンピュータチェックによる審査の拡充に取り組むとともに、全国の共通ルールによる審査基準の統一化を推進します。

第2重点事項からは、主たるものだけを説明してまいります。

【審査支払関係】につきましては、4項目あげておりますが、③のはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費においては、受領委任制度導入に伴い4月から審査委員会を設置し、審査を行うこととしております。

④平成32年5月に稼働する介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムの機器更改にあたっては、機器導入、データ移行及び運用試験を円滑に実施いたします。

【保険者支援関係】につきましては、10項目あげておりますが、①保険者に保健師を派遣し、医療・健診データにより生活習慣病等の現状と課題を分析のうえ、予防対策を検討するなど、保険者毎の保健事業計画の策定や実施を支援してまいります。

⑦テレビ広報番組「国保でHOT情報」、機関誌「国保かごしま」において、

保険者の保健事業の取り組みなどについての広報を実施します。

なお、今年度から、機関誌「国保かごしま」に特集として、トップインタビューを掲載しております。市町村長さんに「健康に暮らせるまちづくりの将来像」や「ご自身の健康づくり」などについて、取材のうえ掲載させていただいております、ので、是非、御協力のほどお願いいたします。

⑧交通事故や食中毒などの対応についてでございますが、第三者行為損害賠償求償事務においては、保険者との連携強化により該当事案の発見や加害者直接請求の円滑な処理に努めてまいります。

76ページをお開き下さい。

【その他事業】としまして、保険者協議会につきまして、31年度から事務局に県が加わり、本会と共同して行ってまいります。

以下の第3実施事業につきましては、重点事項に基づき実施してまいりますので、後ほどお目通しください。

88ページをお開きください。

平成31年度予算額一覧でございます。

一般会計と6つの特別会計、16の勘定がございます。

表の一番下、合計で31年度6,396億5,300万円余り、30年度6,343億5,300万円と比べまして100.84%となっております。資料に記載はございませんが、そのうち、診療報酬等の支払勘定を除く、業務勘定の予算額合計を申し上げますと、27億2,200万円余りとなり、30年度26億200万円と比べ、対前年度104.62%となっております。31年度におきましては、各種システムの機器更改を予定しているため増額となっております。

A3版の理事会附議事項概要説明資料の最終ページ28ページをご覧ください。右側にシステム機器更改予定一覧をお示ししてございます。

また左側には、負担金・手数料につきましてお示ししております、先ほど規定等の一部改正で申し上げましたが、30年度から網掛け部分の4か所が変更になっております。

(議案第10号 一時借入金について)

【事務局】

A3判ヨコ 理事会附議事項 概要説明資料の、14ページをお開きください。

議案第10号は、「一時借入金について」でございます。

主旨でございますが、平成31年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について、承認を求めるものでございます。内容でございますが、借入限度額は20億円、借入先は鹿児島銀行、借入年

利率は、短期プライムレート内、償還方法等は一括償還で、平成31年度の一般会計及び特別会計の歳入をもって充てるものでございます。

先日、幹事会でご質問をいただきましたが、21年度以降は実績はございません。

詳細につきましては、理事会議案89ページに掲載してございます。

(議案第11号 平成31年度一般会計歳入歳出予算について)

【事務局】

15ページをお開き下さい

議案第11号は、「平成31年度一般会計歳入歳出予算について」で ございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額3億6,395万円で、前年度と比較しまして6,607万7千円の増額となっております。

増額の主な要因は、財務会計システム・KDBシステムの機器更改によるものなどでございます。

この会計は、負担金及び国庫補助金等を収入としまして、本会の会務運営及び保険者の支援、保健事業等の充実を図るための各種事業、研修会を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、一般負担金、広報共同事業負担金、国保データベースシステム負担金、新医療費分析システム負担金国庫補助金、などで歳出の主な内容は・総会、理事会等の会務運営、各種協議会及び広報事業、保健事業への保険者支援などここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案91～108ページに掲載してございます。

(議案第12号 平成31年度 診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

16ページをお開きください

議案第12号は「平成31年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額10億3,082万円でございます。前年度と比較しまして、1億3,113万8千円の減額としております。

減額の主な要因は、前年度におきましては国保ネットかごしまの機器更改に要する費用(9,836千円)及び審査支援システム使用許諾(5,348千

円)に係る費用などを計上したことによるものでございます。

この会計は、国保診療報酬 審査支払手数料等を 収入としまして、診療報酬 審査支払業務、保険者事務 電算共同処理事業等を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、国保・退職者医療診療報酬 審査支払手数料等で、歳出の主な内容は審査支払業務及び電算共同処理に係る経費及び審査委員会に係る経費など、ここにお示しの通りでございます。

詳細につきましては、理事会議案の109頁から129頁に 掲載してございます。

(議案第13号 平成31年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

17ページをお開きください

議案第13号は「平成31年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額8億727万5千円でございます。前年度と比較しまして、1億1,512万円の増額としております。

増額の主な要因は、後期高齢者医療請求支払システム等の保守期限が切れることに伴い、機器更改に要する費用等を計上したことなどによるものでございます。

この会計は、後期高齢者医療診療報酬 審査支払手数料等を 収入としまして、診療報酬 審査支払業務、電算処理事業等を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療診療報酬 審査支払手数料等で、歳出の主な内容は審査支払業務及び電算処理に係る経費、審査委員会に係る経費、後期高齢者医療請求支払いシステム機器更改の経費などここにお示しの通りでございます。

詳細につきましては、理事会議案の149頁から164頁に 掲載してございます。

(議案第14号 平成31年度 第三者行為 損害賠償求償事務 共同処理特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

18ページをお開きください。

議案第14号は、「平成31年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。
内容でございますが、本年度予算額4億5,358万円でございます。
前年度と比較しまして、1億1,540万9千円の減額でございます。
減額の主な要因は、事故件数の減少及び実績を勘案して計上したことによるものでございます。

この会計は、交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金を、保険会社等から受入れ、市町村等へ交付する事業を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、保険会社等からの交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金でございます。

歳出の主な内容は、保険会社等から受入れた損害賠償金を市町村等に交付するものでございます。

詳細につきましては、理事会議案177ページから182ページに掲載してございます。

(議案第15号 平成31年度 特定健康診査・特定保健指導等事業 特別会計 歳入歳出予算について)

【事務局】

19ページをお開きください。

議案第15号は、「平成31年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額1億2,473万4千円でございます。

前年度と比較しまして、6,354万4千円の増額でございます。

増額の主な要因は、平成32年度の特定健診等データ管理システム機器更改に係る経費によるものでございます。

この会計は、特定健診・特定保健指導等 費用手数料、後期高齢者健診等費用手数料等を収入としまして、特定健康診査・特定保健指導等事業及び特定健診等データ管理システムの運用等を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、特定健診等データ管理業務等に係る手数料、国庫補助金等で、歳出の主な内容は、特定健康診査・特定保健指導等の実施に要した費用の、支払に関する業務、特定健診等データ管理システムの機器更改に係る経費等、ここにお示ししたとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案183ページから192ページに掲載してございます。

(議案第16号 平成31年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

20ページをお開きください。

議案第16号は、「平成31年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。内容でございますが、本年度予算額は、3億1,815万9千円で、前年度と比較しまして541万6千円の増額でございます。

増額の主な要因は、主な内容の歳出介護保険システム機器更改に伴うシステム導入などを予算計上しているためでございます。

この会計は、介護給付費審査支払手数料、共同処理手数料、国庫補助金等を収入として、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務、苦情処理委員会の運営等を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、介護給付費審査支払手数料などでございます。

歳出の主な内容は、介護給付費の審査支払業務等及び介護サービス苦情処理業務に係る経費など、ここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案199ページから216ページに掲載してございます。

(議案第17号 平成31年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

21ページをお開きください。

議案第17号は、「平成31年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。内容でございますが、本年度予算額は、7,803万7千円で前年度と比較しまして144万8千円の増額でございます。

増額の主な要因は、主な内容の歳出、障害者総合支援システム機器更改に伴うシステム導入などを予算計上しているためでございます。

この会計は、障害介護給付費審査支払手数料、障害児給付費審査支払手数料、等を収入として、障害福祉サービス費審査支払業務等を行う会計でございます。

歳入の主な内容は、障害介護給付費審査支払手数料などで、歳出の主な内容は、障害福祉サービス費の審査支払業務等に係る経費などここにお示しのとおりでございます。

詳細につきましては、理事会議案229ページから238ページに掲載して

ございます。

(支払勘定)

【事務局】

22ページをお開きください。

支払勘定でございます。

議案第12号「診療報酬審査支払特別会計」から、27ページにございます、議案第17号「障害者総合支援法関係業務等特別会計」まで、平成31年度の各支払勘定の歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の予算を定めるものでございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございますので、内容説明等につきましては省略させていただきます。

詳細につきましては、理事会議案の支払勘定にお示ししてございます。

また、お手元にA4版タテの参考資料「財務諸表」をお配りしてございます。

平成30年度 収支補正予算書(案)・平成31年度 収支予算書(案)についてお示ししております。

ここまで、各課長が各会計単式簿記での補正及び予算について説明をしておりますが、厚生労働省の通知により参考資料として、複式簿記での補正及び予算書をお配りしております。

なお、この参考資料において、本日説明いたしました理事会議案のページを掲載してございますので合わせてご覧ください。

(議案第18号 財産の処分(31年度)について)

【事務局】

続きましてA3判ヨコ理事会附議事項概要説明資料の27ページ下段でございます。

議案第18号は、「財産の処分(31年度)について」でございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表の積立金の種類「一般会計積立資産」処分額5万2千円、「退職給付引当資産」処分額5万2千円は、定期で運用した利息を一般会計へ繰り入れるため 取り崩すもので、3段目の「後期高齢者医療」から「障害者総合支援法」の各財政調整基金積立資産の処分につきましては、各種

立資産の洗い替えのため積立額を全額取り崩すものでございます。

次の中段にあります「一般会計減価償却」から「障害者総合支援法減価償却」の各減価償却引当資産は、備考欄にお示しの固定資産の取得に充てるために取り崩すものでございます。

詳細につきましては、理事会議案の249ページに掲載してございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの議案第9号から議案第18号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第9号から議案第18号までは、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議が無いようですので、議案第9号から議案第18号まではいずれも原案どおり決定することといたします。

以上で予定された理事会の議案について終了いたしました。

その他、なにかございませんか。

（ な し ）

(5) その他

【議長（隈元理事長）】

それでは、わたくしの方から、報告がございませぬ。

理事会及び総会の議事録については、これまでも県に報告を行うなど公開してきているところですが、平成30年7月5日付で厚生労働省保健局国民健康保険課から都道府県国保連合会あてに、理事会・総会の議事録の公開に向けて、改めて検討を行うよう、事務連絡が発出されました。理由としましては、医療保険制度が公費と保険料によって成り立っている公益性の高い制度であること等でございます。これを受けて、今回本会においても、公表要綱を定めたところです。今後、この要綱に基づき、議事録を公開していくことといたしたいと思ひます。

なお、議事録については事務局の方で作成し、議事録署名者へ確認いただいた後、ホームページ上で公開することといたしますので、よろしくお願ひします。その他、何かございませぬでしょうか。

（ な し ）

以上を持ちまして、本日予定されました附議事項はすべて終了いたしました。
御協力ありがとうございました。

7. 閉会の挨拶

【鉾立総務課兼会計課長】

理事の皆様方には長時間にわたりまして、ご審議いただき誠にありがとうございました。

また、提案しました役議案 7 件、議案 18 件、すべてご承認いただきましたことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

本日ご承認いただいた議案 18 件につきましては、2 月 20 日の通常総会に上程させていただきます。

さて、新たな国保制度施行から 1 年が経とうとしておりますが、鹿児島県におきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に定められている取組の評価・検証のための指標の見直しをはじめとする、様々な課題について市町村や本会とともに協議され、PDCA サイクルに沿った運営が進められております。

本会といたしましても、平成 31 年度の事業計画（案）に基づきまして、役員一丸となって事業を進めて参る所存でございますので、今後ともご理解ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

[閉会 午後 2 時 40 分]